

一般廃棄物収集運搬業許可証

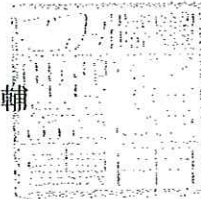
住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1
氏名 高嶺清掃 株式会社
代表取締役 関川 泰子
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成21年3月27日

中野区長 田中 大輔

記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所
- 4 作業場所 中野区の区域内
- 5 許可期間 平成21年4月1日 から
平成23年3月31日 まで
- 6 許可の条件
作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、中野区長に異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内にこの処分に対する異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。